

福島市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

福島市議会議長 萩原 太郎

福島市議会告示第1号

福島市議会傍聴規則の一部を改正する規則

福島市議会傍聴規則（平成16年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般席」の次に「、車いす席」を加える。

第3条第1項中「一般席」の次に「及び車いす席」を加える。

第4条を次のように改める。

（一般席及び車いす席の傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、一般席にあつては62人とし、車いす席にあつては4人とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項に定める定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第6条及び第7条を次のように改める。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他の危険な物を携帯している者

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者の同伴のない小学生以下の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければ

ばならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (2) 携帯電話端末その他の音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

第8条の見出し中「写真、映画等の撮影及び録音」を「写真の撮影、録音、録画等」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し又は録音」を「写真の撮影、録音、録画等」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「特に」を加える。

第9条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、直ちに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。